

第4章

事業推進の考え方

1 “かわさき”の子育て支援の充実

(1) 保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応

保育所利用申請者数の増加に、適切な対応をするため、民間の多様な主体による認可保育所の整備の推進や本市の認可外保育事業の充実を図ります。

また、育児休業制度の普及への対応や仕事と子育ての両立支援のため、1歳児の定員枠拡大や長時間延長保育等の拡充、さらには、一時保育等の拡充によって、在宅等で子育てをしている家庭への支援も推進します。

■ 計画策定における現状と課題

●さらなる保育需要と多様な保育ニーズへの適切な対応

子育てを取り巻く環境が変化する中、就学前児童数の増加や景気の動向、本市の社会動態の影響などから、保育所利用申請数は毎年増加しており、これまで大幅な保育受入枠の拡大を図ってきていますが、**さらなる保育需要への対応に向けた保育環境の整備**が必要となります。

また、就労形態の多様化などから、仕事と子育ての両立支援に向け、長時間延長保育や3歳以上児への主食提供等の**多様な保育ニーズへの対応**も必要となります。

●着実な保育所整備計画の推進と1歳児の定員枠の拡大

本市では、これまでも保育需要への適切な対応を図るため、大幅な保育所整備を推進してきました。

毎年1,000人を超える定員増を図るための大幅な保育所整備の推進に向けては、**多様な整備手法による着実な保育所整備計画の推進**が必要となり、さらに運営開始後の安定した保育所の運営に向けては、保育の質の向上を目指した**民間の多様な運営主体の参画を促進**していく必要があります。

また、育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請への対応に向けては、保育所の**1歳児の定員枠の拡大に向けた取組**が必要となります。

●本市の認可外保育事業の充実と再構築

本市には、平成22年4月現在で、**115園の地域保育園(認可外保育施設)**があり、そのうち本市

が独自に定めた一定の要件を備えた地域保育園を「川崎市認定保育園」として認定しており、各園においては、特色のある多様な保育サービスが提供されています。

また、少人数の低年齢(0歳から2歳)児を家庭的で温かな環境で育む、**家庭保育福祉員(保育ママ)**については、地域の中で子育て家庭を支える取組の充実に向けて、これまでの自宅で保育を行う「居宅型」に加え、新たに自宅以外でも複数の家庭保育福祉員(保育ママ)が共同で保育を行う「共同型」の事業拡充を図っています。

さらに、認可保育所の利用申請者が、低年齢(0歳から2歳)児に多く、特に1歳児の待機児童が多い状況にあって、その対応に向けては、認可保育所に入所のできない児童を、「**おなかま保育室**」においては、0歳から2歳までの低年齢児を、「**かわさき保育室**」においては、1歳から3歳までの低年齢児を受け入れています。

このように、本市の認可外保育事業においては、“**保育に欠ける児童**”を対象として、平成22年4月で**2,316人を援護対象児童**としています。

子育てを取り巻く環境が変化中、多様な保育ニーズへの柔軟な対応や低年齢(0歳から2歳)児を中心とした保育所の利用ニーズへの対応に向けては、保育受入枠の拡大や保育の質の向上を図りながら**本市の認可外保育事業の充実**を図るとともに、国の「子ども・子育て新システム」の動向も踏まえながら、本市の**認可外保育事業の再構築**に向けた検討を進めていく必要があります。

●「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

本市では、**民間活力を積極的に導入**することにより、大幅な保育所整備を迅速かつ効率的に進めており、平成19年度から平成22年度までの4年間で、**38園の民間保育所を新設**しています。

また“民間でできるものは民間で”という原則のもと、平成22年度までに、**19園の公立保育所の民営化や35園(委託後2園は民営化)の調理業務委託化を推進**してきています。

本市の認可保育所の運営にあたっては、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供が求められています。

そのため、**公立保育所の再構築**に向けては、地域における子ども・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援などの役割が求められており、既存の公立保育所については、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、**公立保育所の民営化等を推進**していく必要があります。

●子育て家庭への支援の充実

首都圏への人口流入や都市化の進展、働き方の多様化などから、地域社会における人と人とのつながりが希薄化しており、その一方では、IT化の進展による新たなつながりが、日常生活における個人化を促進しています。

また、少子化や核家族化が進行中、子どもが育つ環境が変化してきており、**親と子の関係をしっかり築いていくことが大切**となっています。

こうした社会状況から、周囲に相談できる協力者などもなく、孤立化した状態で子育てを行っている家庭があり、**親になる前から子育ての意義や親の責任・役割など、在宅で子育てする家庭に対しても支援を充実**していく必要があります。

さらに、女性の就労・社会参加や経済状況からも、就労と子育ての両立を支える支援は、一層求められています。

こうした多様な保育所の利用ニーズに対応するためには、**子どもの育ちも踏まえながら、仕事と子育ての両立支援の充実に向けた取組を進める**必要があります。

■ 計画期間の取組

1. 認可保育所の整備

～3年間で4,000人を超える定員増～

【計画期間の取組】

- (1) 多様な整備手法による定員枠の拡大
- (2) 1歳児の定員枠の拡大
- (3) 多様な保育ニーズへの対応

2. 認可外保育事業の充実と再構築

【計画期間の取組】

- (1) 援護対象児童の拡大
- (2) 低年齢児の保育ニーズへの対応
- (3) 認可外保育事業の再構築

3. 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

【計画期間の取組】

- (1) 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

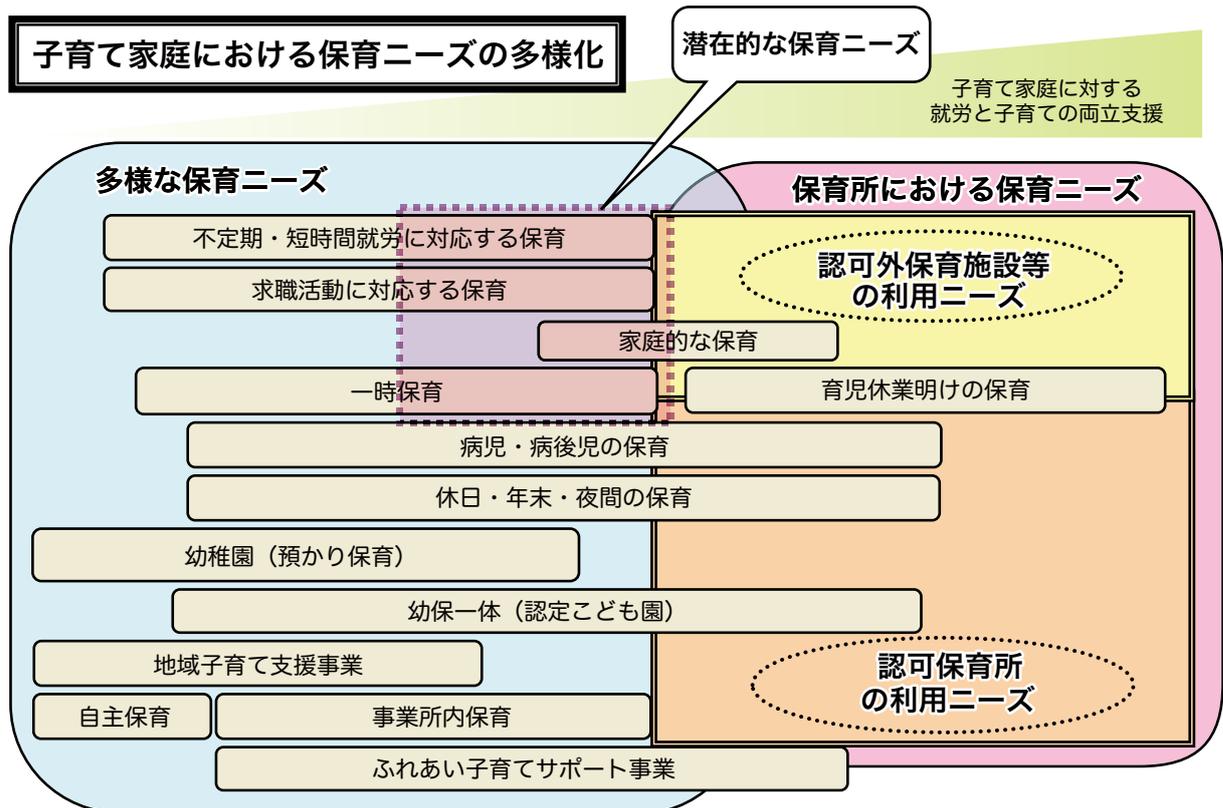
4. 子育て家庭への支援の充実

【計画期間の取組】

- (1) 在宅の子育て家庭への支援の充実
- (2) 仕事と子育ての両立支援の充実

認可外保育事業の再構築に向けた基本的な考え方

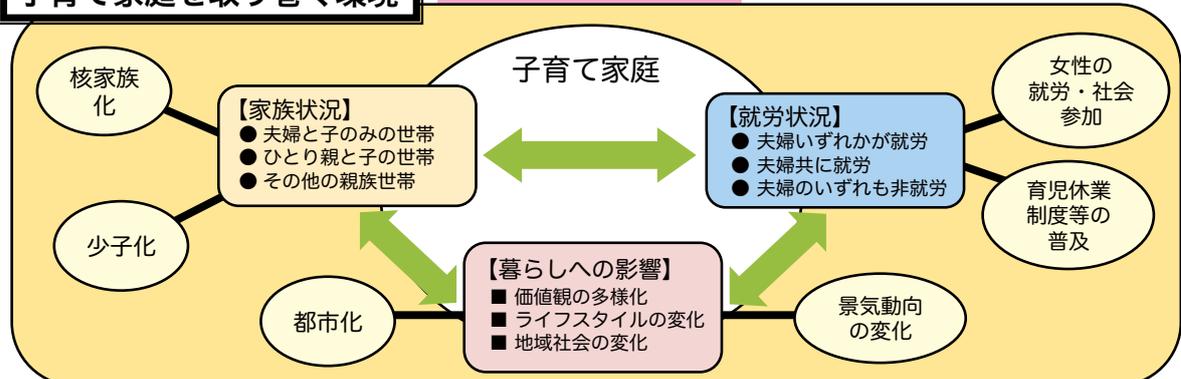
子育て家庭を取り巻く環境が変化中、子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するためには、認可保育所による利用ニーズへの対応のみでは限界があり、多様なニーズに応じて、柔軟な対応を図ることが可能な認可外保育施設等（保育ママを含む。）による対応が必要となっているため、認可外保育事業の再構築に向けた取組を進めていきます。



子育て家庭への子ども・子育て支援

子育て家庭の保育ニーズ

子育て家庭を取り巻く環境



本市の保育施策における「認可保育所の運営のあり方」

本市における認可保育所の現状



認可保育所の運営の状況

- 1. 本市や社会福祉法人等による運営**
本市では、これまで公立と民間の保育所が、地域でそれぞれの特徴を活かしながら運営をしてきています。
- 2. 多様な民間の運営主体による運営**
現在、本市では、大幅な民間主導の保育所整備を推進しているため、株式会社等の多様な民間の運営主体が保育所の運営をしています。

本市の社会状況と保育需要への対応

- 1. 就学前児童の増加と保育需要への対応**
本市では、就学前児童の増加や保育需要に適切に対応するため、認可保育所の整備を中心とした大幅な保育所整備を推進していく必要があります。
- 2. 子育てを取り巻く環境の変化への対応**
子育てを取り巻く環境が変化する中、地域や社会全体で子育てを支える仕組みづくりを進める必要があります。

川崎市の役割

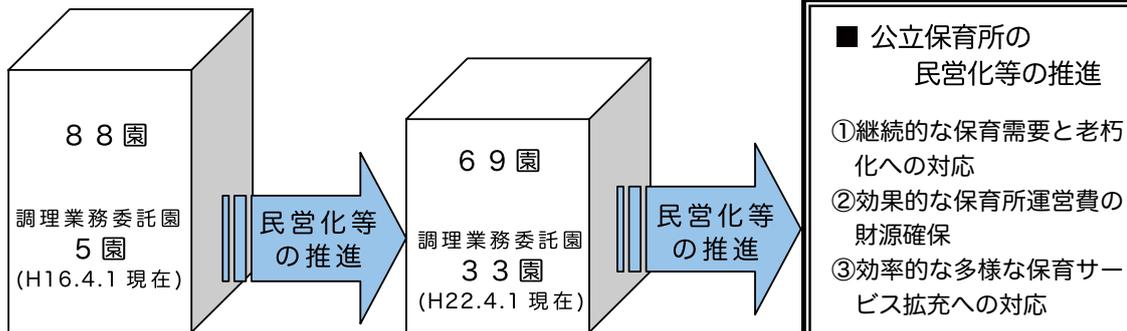
- 1. 保育需要への適切な対応**
さらなる保育需要への適切な対応に向けた大幅な保育所整備の推進
- 2. 地域の子ども・子育て支援の充実**
地域の子育て家庭への支援の充実に向けた保育所機能の強化
- 3. 保育サービスの質の向上**
サービスの質の向上に向けた、民間保育所等への支援の充実と適切な指導・監督

認可保育所の運営の方向性

～ 民間でできることは民間で～

- 1. 民間による保育所の運営と新設**
 - ① 保育需要への適切な対応に向けた迅速な整備
 - ② 効果的な保育所運営費の財源確保
 - ③ 多様な保育サービスの効率的な提供
- 2. 公立保育所の民営化等**
 - ① 継続的な保育需要と老朽化への対応
 - ② 効果的な保育所運営費の財源確保
 - ③ 効率的な多様な保育サービス拡充への対応
- 3. 新たな公立保育所の役割と機能強化**
 - ① 地域の子ども・子育て支援機能の強化
 - ② 民間保育所等への支援と適切な指導・監督に向けた人材の育成

公立保育所の民営化等の現状



公立保育所の再構築に向けた方向性

1. 公立保育所の民営化等の推進

① 民営化等の推進に向けた取組

本市では、平成22年度までに、19園の公立保育所の民営化や35園の調理業務の委託化（委託後2園は民営化）を推進してきました。今後も、引き続き、計画的な民営化等を推進するとともに、在園児や保護者への適切な対応を図りながら、円滑な移行に努めていきます。

② 民営化等の推進における適切な対応

本市では、これまで円滑な民営化等の推進に向けて、民営化後のアフターフォローの充実や公表時期の見直しを行ってきました。民営化等の推進にあたっては、今後も検証等を行いながら、適切な対応を図ります。

2. 新たな公立保育所の役割と機能強化

① 地域の子ども・子育て支援機能の強化

本市では、区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進していますが、「新たな公立保育所」においては、より充実した地域の子ども・子育て支援機能の強化等を図ります。

② 民間保育所への支援と適切な指導・監督の実施に向けた人材育成

本市では、大幅な民間保育所の整備に伴い、多様な民間の運営主体が保育所の運営をしています。民間保育所においては、保育技術を有する職員を継続的に育成し、民間への支援や適切な指導・監督できる人材を育成する役割を担っていきます。

「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

本市の認可保育所の運営にあたっては、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間による運営を基本として新設保育所等を整備していきます。

また、公立保育所の再構築に向けては、地域における子ども・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援などの役割を担い、区を基本とした一定のエリアごとに「新たな公立保育所」を設置するとともに、既存の公立保育所については、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、公立保育所の民営化等を推進します。

(2) 利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上

保育環境の整備や多様な保育サービスの充実と合わせて、サービスを利用する市民の視点に立って、ニーズに応じたわかりやすい情報の提供やきめ細やかなコーディネート・相談機能の充実を図ります。

また、適切なサービスの利用ができるような仕組みづくりや保育の質の向上に向けた取組も進めます。

■ 計画策定における現状と課題

● 利用者にわかりやすい情報提供ときめ細やかなコーディネート機能の充実

本市では、これまでも保育所等の利用を希望する市民に対して、ホームページや各種案内等による情報の提供に努めてきました。

子ども・子育て支援のニーズが多様化する中、さらに、**利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供**に努めていく必要があります。

また、利用申請時や入所不承諾の保護者等への対応が必要であり、利用者の視点に立った**きめ細やかなコーディネート・相談機能の充実**が求められています。

さらに、**利用者の視点に立って**、ニーズ等に応じた、**保育所入所選考基準の見直し**を検討する必要があります。

● 保育サービスの質の向上に向けた取組の推進

本市では、これまでも、民間保育所への運営への支援の充実や認可保育所における全園での障害児保育の実施、さらには利用者の適切な保育サービスの選択に向けた第三者評価の受審の促進など保育サービスの質の向上に向けた取組を推進してきました。

保育サービスの質の向上に向けた取組を進めるためには、保育所の**設置・運営法人等の募集・選考や認可**などにおいて適切な対応を図るとともに、運営開始後の**民間保育所の運営への支援の充実や適切な指導・監督**をする必要があります。

また、障害児保育や児童虐待等の特別な支援が必要な児童への適切な対応に向けては、**保育所と地域療育センターや児童相談所等の関係機関との連携**が求められます。

さらに、利用者の適切な保育サービスの選択や運営事業者自らの保育の質の向上に向けた取組を推進するため、**第三者評価制度の受審を促進**していく必要もあります。

本市としては、改定された「保育所保育指針」（平成20年3月厚生労働省告示第141号）に合わせた**第三者評価の項目の見直し**を検討する必要があります。

● 認可外保育施設等における適切な運営の確保に向けた取組の推進

本市では、適正な保育環境の確保や児童の安全の確保等を視点として、認可外保育施設等に対して、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査を実施するなど適切な指導・監督に努めています。

認可外保育施設等が、利用者の選択に基づく施設であることから、厚生労働省においても、利用希望者の選択の際の参考として「よい保育施設の選び方 十か条」を作成しており、本市においても利用者の適切な選択が図れるよう、**運営等への指導・監督等**に努めるとともに、**利用者の視点に立った情報提供等を工夫していく**必要があります。

■ 計画期間の取組

5.利用者へのサービス向上に向けた取組

【計画期間の取組】

- (1)利用ニーズに応じた情報提供の充実
- (2)子育て家庭への相談・コーディネート機能の充実
- (3)利用者(親と子)の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応

6.保育サービスの質の向上に向けた取組

【計画期間の取組】

- (1)保育の質の向上への取組
- (2)民間保育所運営への支援等の充実
- (3)第三者評価受審の促進と評価項目の見直し

3) 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

本市では保育需要に適切に対応するため、保育環境の整備や多様な保育サービスの充実を図っています。

認可保育所における保育サービスの利用にあたっては、これまでも、直接受益を受ける方に対して、所得の状況に応じて費用負担を求めています。こうしたサービス利用の負担にあたっては、保育料の収納率の向上を図るとともに、本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や国の制度改正、他都市における状況にも留意しながら、本市の保育サービスの利用における受益と負担の適正化に向けた検討を図ります。

■ 計画策定における現状と課題

● 保育料徴収における収納率向上に向けた取組の推進

本市では、これまでも保育料の収納率向上に向けて、電話催告や納付面談、さらには債権差押を中心とする滞納処分を行っています。

保育料は、保育サービスを直接受ける方に対し、所得の状況に応じた費用負担をいただくため、さらに**収納率の向上に向けた取組を推進**していく必要があります。

● 保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討

本市では、保育需要への適切な対応を図るため、保育環境の整備や多様な保育サービスの充実を図っています。

本市の認可保育所における保育料は、国が示す「徴収金(保育料)基準額表」(所得区分8階層)に対して、負担の適正化を図るため、本市独自の「保育料金額表」(所得区分25階層)を定めています。

さらに、この国の基準に対して、利用者の負担割合を軽減(平均66.4%)しながら、保育サービスの提供に努めています。

今後については、本市の他の行政サービスの利用における均衡や国の制度改正、他都市における状況等にも留意しながら、**保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方を検討**していく必要があります。

■ 計画期間の取組

7. 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

【計画期間の取組】

- (1) 保育料の収納率向上に向けた取組の推進
- (2) 保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討

平成23年度予算における認可保育所運営費(年額)とその負担割合

(1) 国の基準による負担額

運営費 14,913,067千円(100%)	
国・市負担額 7,173,004千円 (48.1%)	国の基準による 保護者負担額 7,740,063千円 (51.9%) (B)
国庫負担 市負担額	

児童1人当たりの 平均月額運営費
入所延べ人数 202,116人
★国の基準による運営費 73,785円
保護者負担 38,295円
★市の運営費 127,501円
保護者負担 25,428円

(2) 市の運営費の状況

運営費総額 25,770,061千円(100%) (C)				
国負担額	市負担額 (法定) ①	国の基準による保護者負担額 7,740,063千円 (B) (30.0%)		市の法定外負担金③ 10,856,994千円 (42.1%)
		保育料(本市における保 護者負担額) 5,139,405千円 (19.9%) (A)	市の保育料保護者負担 軽減分② 2,600,658 千円 (10.1%)	

→	市負担額	5,192,850千円(20.2%)
→	国負担額	1,980,154千円(7.7%)

★国基準に対する保育料の利用者負担割合

$$5,139,405 \text{ 千円 (A)} \div 7,740,063 \text{ 千円 (B)} = 66.4\%$$

★川崎市の保育所運営経費全体に占める市の負担割合

$$(5,192,850 \text{ 千円 ①} + 2,600,658 \text{ 千円 ②} + 10,856,994 \text{ 千円 ③}) \div 25,770,061 \text{ 千円 (C)} = 72.4\%$$

2 社会全体で子育てを支える仕組みづくり

(1) 地域で子育てを支える取組の推進

子育てを取り巻く環境が変化する中、地域との関わりの希薄さと相まって、子育ての孤立感や負担感を持つ家庭が増えています。

本市では、これまでも区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援のネットワークづくりに向けて取組を進めてきています。

地域の子育て家庭に対しては、区役所を中心として民間保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、地域療育センター、児童相談所などの子ども・子育てに関する機関や地域の団体等が連携し、その機能等を活かしながら子ども・子育て支援の取組を推進していきます。

■ 計画策定における現状と課題

● 区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援ネットワークづくり

本市では、これまでも**地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり**に向け、市民にとって身近な**区役所を拠点**として、民間保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、地域療育センター、児童相談所等の子ども・子育てに関する機関や地域の団体等が連携し、その機能等を活かしながら子ども・子育て支援への取組を進めています。

また、育児の援助をしたい人と受けたい人との相互のコーディネートに向けて「**ふれあい子育てサポート事業**」を実施しています。

子育てを取り巻く環境が変化する中、**地域の様々な人々が子育て支援に関わる**ことによって、**地域の実情に応じた互いに助け合う地域づくり**を進めることが求められています。

● 家庭的な保育事業の充実

本市では、これまでも地域の中で、家庭的な雰囲気保育をする**家庭保育福祉員（保育ママ）制度**を実施しており、平成22年度から、この事業の拡充を目指し、自宅以外でも複数の家庭保育福祉員（保育ママ）が共同で保育を行う「**共同型家庭保育福祉員**」の事業を新設し平成23年4月から児童の受入を行うこととしています。

少人数の乳幼児を家庭的で温かな環境で育み、地域の中で子育て家庭を支える取組を進めるため、**さらに家庭的な保育事業の推進**を図る必要があります。

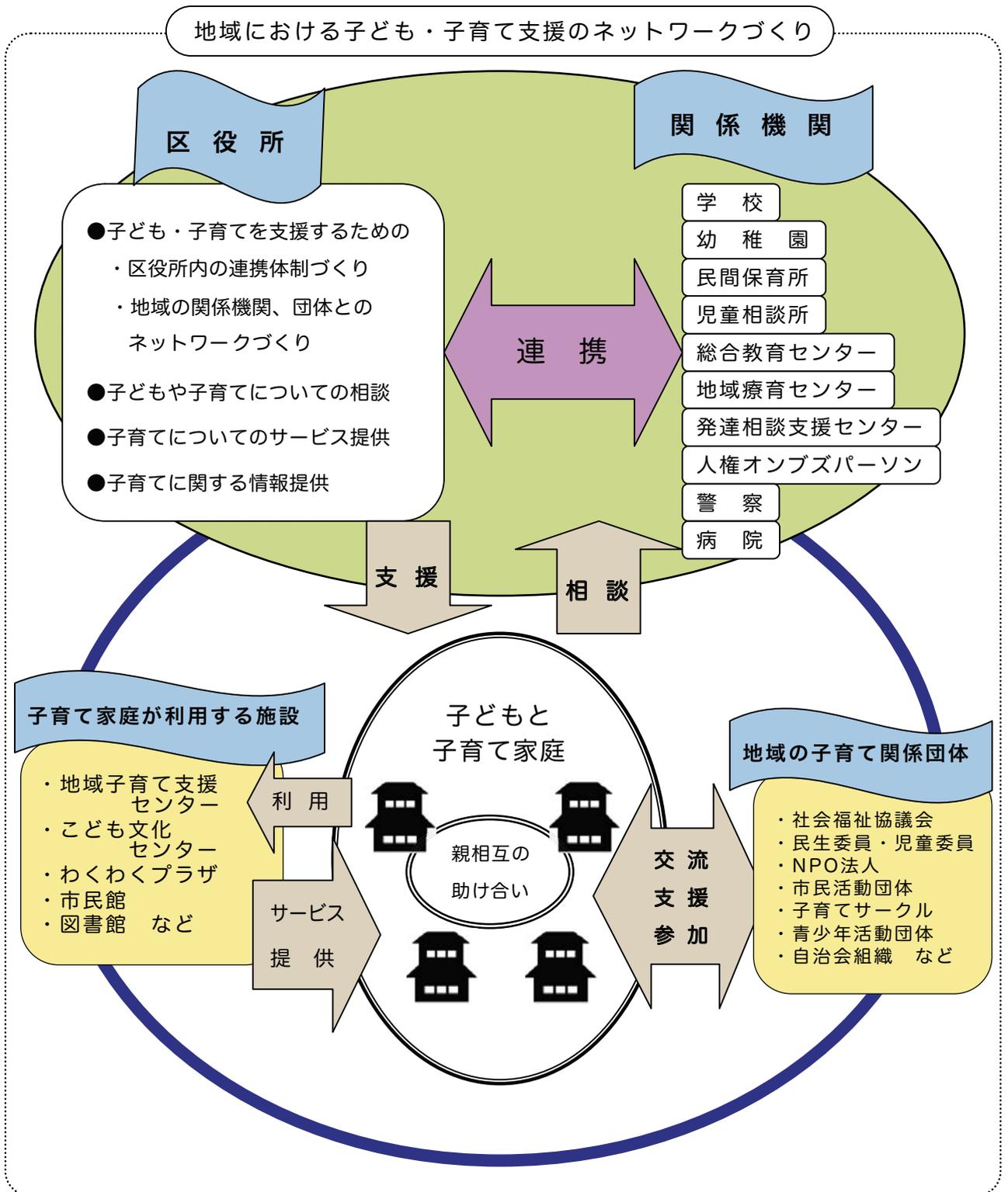
■ 計画期間の取組

8. 地域で子育てを支える 仕組みづくりの充実

【計画期間の取組】

- (1) 区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり
- (2) 家庭的な保育事業の充実

区役所を拠点とした子育て支援体制のイメージ図



(2)企業等(雇用主)における子育て支援の取組の推進

国は、「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向け、育児休業制度等の充実や働き方の見直しに向けた環境整備を図っています。

本市においても男女が共に仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、行政、企業、関係団体、市民が協働し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進めていくため、企業等における子育て支援の取組を支援していきます。

また、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりの促進に向けて、育児休業制度等の普及啓発、利用促進への働きかけや企業等における事業所内保育等への取組を支援していきます。

■ 計画策定における現状と課題

● 企業等（雇用主）における子育て支援の取組の推進

仕事と生活の調和が実現した社会を目指して、国は「ワーク・ライフ・バランス」の推進を掲げ、男性の育児休業制度の取得率向上に向けた、「パパ・ママ育休プラス」などの制度改正や「育MENプロジェクト」などを進めています。

また、企業等においては、これまでも、それぞれの従業員等やその家族に対し、自主的な子育て支援に取り組んでいますが、さらに「次世代育成支援対策推進法」によって、101人以上の企業への「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられました。

本市においても、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを促進するため、育児休業制度等の普及啓発、利用促進の働きかけや企業等における事業所内保育の取組など、企業等（雇用主）の子育て支援の充実に向けた働きかけを進める必要があります。

■ 計画期間の取組

9.企業等(雇用主)における子育て支援の充実

【計画期間の取組】

- (1)企業等(雇用主)における子育て支援の取組への支援の充実
- (2)事業所内保育等の取組への支援の充実

(3)多様な主体との協働による取組の推進

子育てを社会全体で支えるためには、子育て家庭、地域、企業、サービス提供事業者、行政などがそれぞれの役割のもとで協働しながら取組を進めていく必要があります。

本市では、子育て家庭や地域、企業等の雇用主、保育所などの運営を行う社会福祉法人や株式会社等、さらにはNPO法人などの子ども・子育て支援サービスの担い手や国・地方自治体など多様な主体と協働しながら、“子育てしやすいまち・かわさき”の実現に向け取組を進めていきます。

■ 計画策定における現状と課題

● 子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けた取組の推進

本市では、これまでも地域における総合的な子ども・子育て支援のネットワークづくりに向け、各区役所において、地域の実情に応じながら、保育所、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、こども文化センターなどの「子育て・教育関連施設」と社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、町内会・自治会などの「地域団体」等が連携を密にし、取組を進めていくために、子育てに関するネットワーク会議等を開催しています。

子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けては、**子育て家庭や地域、企業等（雇用主）、保育所などの運営を行う社会福祉法人や株式会社等、NPO法人などの子ども・子育て支援サービスの担い手やまちづくりを行う開発事業者等、国・地方自治体**が、それぞれの役割に基づき協働で取組を進めることが求められています。

本市も、こうした多様な主体が協働で取組を進めていけるよう、適切な役割を果たしていく必要があります。

■ 計画期間の取組

10.多様な主体との協働 に向けた取組の充実

【計画期間の取組】

(1)多様な主体との協働に向けた コーディネートの充実

3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携

(1) 新たな制度への対応

現在、国においては、新成長戦略に基づき、「子ども・子育て新システム」が検討されており、保育サービス等を含む子ども施策全般にわたって、制度・財源・給付の一元化へ向けた、新たな制度づくりが進められています。

本市においても、こうした国の制度改正や地域主権改革の動向を見据えながら、新たな制度への対応を検討していきます。

■ 計画策定における現状と課題

● 「子ども・子育て新システム」等への対応

国は、新成長戦略に基づき、「子ども・子育て新システム」などにおいて、幼保一体化に向け、機能や給付も含めた幼稚園と保育所を一体化する“こども園（仮称）”や保育を含めた多様なサービスに指定制度を導入し、多様な事業主体の参入を促進することなどを検討しています。

こうした新たな制度に対応するため、国の地域主権改革の動向などにも留意しながら、**本市における子ども・子育て支援策の方向性を検討**していく必要があります。

■ 計画期間の取組

11. 国の新たな制度や地域主権改革への対応

【計画期間の取組】

(1) 国の「子ども・子育て新システム」や地域主権改革への対応

基本設計

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

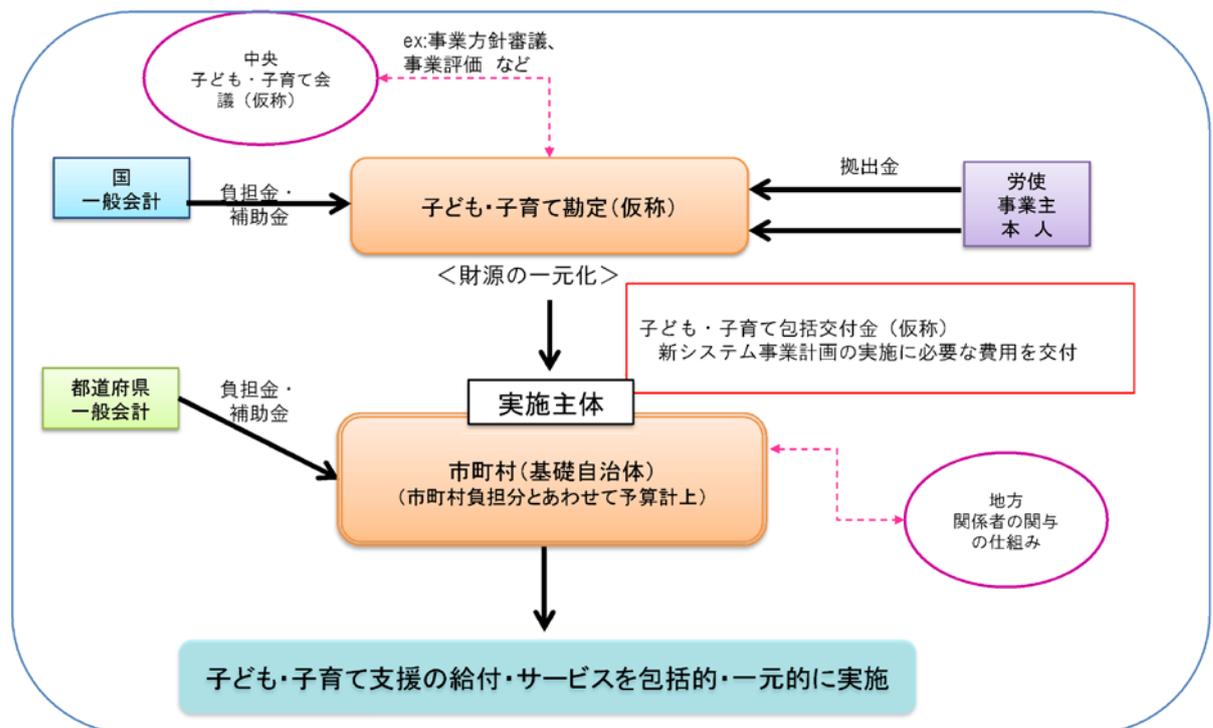
○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体(国・地方・事業主・個人)により必要な費用を負担
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、必要な費用を確保し、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討
- ・ 地方においても関係者が関与できる仕組みを検討

子ども・子育て新システムのイメージ



(平成23年1月21日「子ども・子育て新システムについて(内閣府資料)」より)

(2)国、県、企業等との連携・協力

本市では、これまで保育所の整備等にあたり、市有地などを活用しながらその整備を推進してきました。

今後については、市内にある国有地や県有地、さらには企業等へも働きかけをしながら、その土地の活用を検討するなど、子育ての様々な分野での連携・協力をしながら、子ども・子育て支援を推進していきます。

■ 計画策定における現状と課題

● 国有地、県有地、企業等の土地等を活用した保育所整備等の推進

本市では、保育需要に適切に対応するため、大幅な保育所整備を推進しています。

また、国は、新成長戦略に基づいて、子育て支援施設に対する国有地の定期借地権による貸付や庁舎・宿舍の空きスペースの貸付を始めています。

本市では、これまで、市有地等を活用しながら保育所の整備を進めてきましたが、さらなる保育需要への対応に向けては、**市内にある国有地や県有地も活用した保育所整備も検討**していく必要があります。

さらに、**企業等の保有する土地等も保育所整備用地等として活用を図れるような働きかけを進めていく**必要があります。

■ 計画期間の取組

12. 国、県、企業等との 連携による事業の推進

【計画期間の取組】

(1) 国有地、県有地、企業の土地等の 活用による事業推進

(3) 大都市等との広域的な連携

本市を含めた、大都市等では、人口の集中などに伴う都市化の進行により、子育てを取り巻く様々な社会問題を抱えています。

そのため、大都市等の中で共通する課題については、大都市等による会議等を開催等しながら、国等への要望を行っています。

本市としては、今後も、こうした共通課題を大都市等の中で、互いに共有しながら、広域的な連携を図っていきます。

■ 計画策定における現状と課題

● 大都市等に共通する課題の共有と広域的な連携

大都市等の間では、様々な分野で、定期的な会議等が持たれており、児童福祉の分野においても、共通課題の検討や共有化を図るとともに、必要に応じて、国や関係先に向けた要望等も行っています。

国において新たな制度設計や地域主権改革などが進められていることにも留意しながら、大都市等との広域的な連携による対応を図る必要があります。

■ 計画期間の取組

13. 広域的な連携の推進

【計画期間の取組】

(1) 大都市共通の課題の共有化と広域的な連携